

令和 4 年 8 月 2 日

定期監査結果に基づく措置について（公表）

令和 4 年 6 月 3 日付けで公表した令和 3 年度定期監査結果に基づき、大館市長、大館市病院事業管理者、大館市教育長より措置を講じた旨通知があったので、次のとおり公表します。

【令和3年度定期監査に関する措置状況(令和4年8月2日公表)】

所管課		留意指摘事項	措置内容	(所管課) 措置通知日
市長 事務局	健康課	(現金取扱状況について) 公衆電話の使用料金が、ずっと回収されず電話機に入ったままとなっていた。定期的に回収して調定起票し、出納簿で管理するなど適正な事務処理に努められたい。	月末に公衆電話の使用料金を確認・回収し、調定を起票のうえ、市の一般会計に納入している。	7月11日
		(公金の収納業務委託契約について) 休日夜間急患センター医事業務における公金収納業務委託について、地方自治法施行令で定める告示及び業者に対する収入事務受託者証の交付が行われていなかったため、適正に事務処理されたい。	休日夜間急患センター医事等業務委託契約の相手方に収入事務受託者証を交付した。	7月11日
	長寿課	(工事請負等契約について) 工事請負契約については、契約約款第9条の規定に基づく監督職員の任命及び受注者への通知を行われたい。	工事請負契約の規定に基づいた提出・通知のチェックリストを作成し、通知漏れがないようチェックすることとし、適正な事務処理に努めます。	7月11日
	農政課	(工事・修繕等契約状況について) 支出負担行為の遅れが散見された。また、修繕完了後、相当の期間を経過してから支出負担行為が行われ、受注者への支払いが遅れているものもあったので、財務規則に基づき、適正に事務処理されたい。	財務規則に基づき、契約が締結し次第、支出負担行為を行い、業者の請求があれば速やかに支払うよう処理する。	7月20日
	林政課	(行政財産使用料の納入について) 行政財産使用料は、行政財産使用料徴収条例により納期が規定されているが、納期限の設定誤りが散見された。また、調定の起票が使用許可後となっているものも見られたので、適正に事務処理されたい。	大館市行政財産使用料徴収条例第5条に基づく使用料の徴収時期について順守する旨、課内職員全員に当該条例及び関係法令を供覧し、再度周知徹底した。	7月20日
病院事業	総合病院	(公金の収納業務委託契約について) 医事業務における公金収納業務委託の「金銭取扱業務に伴う重要事項確認書」では、従事者名簿の提出と登録印の届出が必要となっているが、履行されていなかった。重要事項確認書について双方で再度確認し、公金の安全・確実な収納に努められたい。	重要事項確認書について再度確認を行い、従事者名簿の提出及び登録印の届出を受けました。	7月4日
	扇田病院	(公金の収納業務委託契約について) 医事業務における公金収納業務委託の「金銭取扱業務に伴う重要事項確認書」で、金銭取扱の際の各種帳票への検印は、承認された者が登録印のみを使用することになっているが、履行されていなかった。重要事項確認書の内容について、医事係と総務係で再確認したうえ、相手方に対し指導されたい。	業務受託者に対し、変更があった者の「金銭取扱業務登録印届出書」提出を求め、令和4年2月1日付けで提出され受理している。	6月30日
教育委員会	教育総務課	(補助金の交付事務について) 教育ローン利子補給補助金について、対象とする利子の支払い期間や実績報告書の提出時期が要綱と異なっていた。要綱の見直しを含め、要綱に基づいた適正な交付事務を行われたい。	対象とする利子の支払い期間については、要綱の一部改正を行った。また、実績報告書の提出時期については、事業完了後に報告するよう職員へ指導するとともに、申請者にもその旨を連絡した。	6月30日
		(工事請負等契約について) 工事請負契約で、受注者への監督職員の任命通知がされていなかった。契約約款に基づいた適正な事務手続を行われたい。	職員へ指導するとともに、課内で使用している「工事修繕ファイル」に「監督職員の任命通知者」を組み入れ、未作成にならないようにした。	6月30日